

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく愛知県後期高齢者医療広域連合における障害者活躍推進計画の取組の実施状況の公表

令和3年6月7日

愛知県後期高齢者医療広域連合長 太田 稔彦

愛知県後期高齢者医療広域連合では、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づき、「愛知県後期高齢者医療広域連合における障害者活躍推進計画」を策定・実施しています。

今般、障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3第6項の規定に基づき、障害者活躍推進計画の実施状況を以下のとおり取りまとめたので公表します。

1 評価年度

令和2年度

2 目標に対する達成度

目 標		実 績
① 採用に関する目標	(1) 法定雇用率以上とする。	・実雇用率（令和2年6月1日時点） 0%（法定雇用率2.5%以上） ・令和2年度中の任免 なし
	(2) 障害者雇用に関する理解を促進する。	・新任職員に対する研修 未実施
② 定着に関する目標	なし	（令和2年度中の障害者である職員の在籍 なし）

3 取組内容の実施状況

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律第78条に基づき、令和2年4月1日に障害者雇用推進者として総務課長を選任し、障害者である職員の相談窓口を総務課とした。

イ 新任職員に対する、障害に関する理解促進・啓発のための研修は実施しなかった。

(2) 障害者の活躍を推進するための環境整備等

令和2年度においては、障害者である職員の在籍がないため、特段の環境整備等は行わなかった。

#### 4 「目標に対する達成度」及び「取り組み内容の実施状況」に対する点検結果

- ・ 実雇用率が法定雇用率に達していないが、これは令和2年度における本広域連合の職員が、全て愛知県又は市町村からの派遣職員であって、当該年度に派遣された職員に障害者がいなかったことによるものである。
- ・ 令和2年度の新任職員に対する研修が実施されていないため、令和3年度の研修において、令和2年度の新任職員を対象に含めることとする。

#### 5 計画の見直し、修正

本広域連合においては、これまで独自の募集・採用を行っていなかったが、令和3年度から新たに会計年度任用職員を雇用することとし、令和2年度に募集を行い、令和3年4月に採用している。会計年度任用職員の募集・採用は、今後行うこととなるため、これに伴う計画の見直し、修正を令和3年度中に行う。